発議第4号

松阪市議会議員定数等に係る専門的知見の活用について

松阪市議会基本条例(平成 24 年松阪市条例第 30 号)第 16 条第 2 項の規定に基づく 調査機関の設置及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条の 2 の規定に基づく 専門的知見の活用を下記のとおり行うことについて、議会の議決を求める。

令和6年6月19日 提出

松阪市議会議員 久 松 倫 生

深田龍

小野 建二

吉川篤博

松 本 一 孝

西口真理

記

- 1 調査事項 (1)松阪市議会議員定数について
 - (2)松阪市議会議員報酬について
 - (3)松阪市議会政務活動費について
- 2 調査期間 令和6年7月から市議会に調査報告をする日まで
- 3 調査を依 (1)松阪市議会議員定数等の在り方調査会を設置する。

依する者 (2) 調査会は、次の学識経験を有する者で組織する。

江藤 俊昭(大正大学社会共生学部教授)

川上 哲(三重短期大学法経科准教授)

小林慶太郎(四日市大学総合政策学部教授)

駒林 良則(立命館大学法学部特任教授)

4 調査報告 調査終了後、速やかに調査報告書の提出を受ける。 の方法